

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月24日
【会社名】	株式会社シルバーライフ
【英訳名】	SILVER LIFE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 貴久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長清水貴久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年7月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価において、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

当社は食材製造販売事業を営んでおり、経営管理上、売上高が最も重視されていることから、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の指標として売上高を用いることが適切であると判断しております。当社は海外拠点および連結子会社を有しておらず、事業拠点はシルバーライフ本社のみであります。このため、本社において取り扱う「FC加盟店売上」「高齢者施設等売上」「直販売上」を重要な事業として選定しております。一方、「OEM売上」および「倉庫等売上」については、売上高全体に占める割合が僅少であることから、評価範囲の対象外としております。

選定した重要な事業においては、当該拠点の事業特性を踏まえ、当社の事業目的に密接に関連する勘定科目として、「売上高」「売上原価（仕入高・労務費）」「棚卸資産」に係る業務プロセスを評価対象としております。

さらに、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目として、「貸倒引当金」および「税効果会計」等に係る業務プロセスを追加で評価対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。